

令和7年1月

事業所税の手びき



北 九 州 市

事業所税を申告される皆様へ

平素より本市税務行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

事業所税は、行政サービスと事業活動との受益関係に着目し、指定都市等に所在する事務所・事業所等の規模に応じて負担していただく目的税です。その税収は、都市環境の整備や改善等に関する事業の費用に充てられます。

事業所税は、法人市民税と同様に、**納税義務のある方が自らの事業所等の内容を申告し、その申告に基づいて算出した税額を納付していただく申告納付制度を採用しています。**

そのため、事業所税に関する基本的な内容を記載した「事業所税の手びき」を納税義務者の方へ配布しています。申告の際はこの手びきをご活用ください。

なお、疑問に思われる点やご不明な点がございましたら、下記担当課までお問合せください。

【問合せ先】

北九州市財政・変革局税務部課税第一課 法人諸税係
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 ☎093(582)2821

目 次

1	事業所税の概要	1
2	事業所税申告の流れ	3
3	課 税 対 象	5
4	納 税 義 務 者	5
	みなし共同事業	6
5	課 税 標 準	
	資産割	9
	従業者割	14
6	免 税 点	17
7	税 率	19
8	税 額	19
9	非 課 税	20
	百貨店、旅館等多数の者が出入りする <u>特定防火対象物の</u>	
	<u>消防用設備等及び防災施設等</u>	26
10	課税標準の特例	32
11	申告及び納付	37
12	減 免	38
13	加 算 金	40
14	延 滞 金	43
15	申告書の書き方	44

※申告書記載の際はこちらをご参照ください

(注) 1 この「手びき」は令和6年12月1日現在の法令等に基づくものです。

2 関係する地方税法の条項は、

地方税法701条の34第3項第1号であれば「法701の34③1」、

地方税法附則第32条の3第1項であれば「法附則32の3①」というように略記していません。

1 事業所税の概要

(1) 事業所税とは

事業所税は、人口・企業が過度に大都市地域に集中したことによって発生した交通問題、公害問題、ごみ処理の問題など、いわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備・都市機能の回復に必要な財政需要を賄うために課せられる目的税です。

そのため、大都市の行政サービスと事務所・事業所の企業活動との間の受益関係に着目し、企業の活動状況を一定の外形標準（事務所・事業所の床面積及び支払い給与額）によってとらえ、これを課税標準として課税する仕組みになっています。

(2) 課税団体

事業所税の課税団体は次の 77 団体です。（令和 6 年 12 月 1 日現在）

① 東京都（特別区の区域に限る。）

② 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市（20 市）

札幌市 仙台市 新潟市 千葉市 さいたま市 静岡市 浜松市 横浜市 川崎市
相模原市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市
福岡市 熊本市

③ 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（3 市）

川口市 武蔵野市 三鷹市

④ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（5 市）

守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市

⑤ 人口 30 万人以上の政令で指定する市（48 市）

旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川崎市
所沢市 越谷市 市川市 船橋市 松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市
藤沢市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市
豊田市 大津市 四日市市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 明石市
奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市 高松市 松山市 高知市 久留米市 長崎市
大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

(3) 事業所税の構成

区 分	事 業 所 税	
	資 産 割	従業者割
課税対象	事務所又は事業所において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人	
課税標準	課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の延べ床面積 (借家も含みます。)	課税標準の算定期間中に支払われた 従業者給与総額
税率	1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免税点	事業所等の合計床面積が 1,000 m ² 以下は課税されません	従業者数の合計が 100 人以下は課税されません
納付方法	納税義務者が課税標準や税額を計算して納めます	
申告・ 納付期限	法人 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 個人 翌年の 3 月 15 日まで ※ <u>事業所税には、申告・納付期限の延長はありません。</u>	

※ 事業所税の申告書は、財政・変革局課税第一課へ提出してください。(郵送の場合、申告書の控えに受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。)

3 課税対象

事業所税は、事業所等において行う法人又は個人の事業に対して課税されます。

(1) 事業とは

物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も事業に含まれます。

また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(2) 事業所等とは

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。事業所等の範囲について、詳しくは、P9 をご参照ください。

4 納税義務者

納税義務者

納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人です。なお、納税義務者の認定にあたっては次の点に留意して下さい。

(1) 貸ビル等

貸ビル等、第三者の所有する事業所用家屋を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う借受人（テナント）が納税義務者となります。

よって、貸ビル等の貸主は当該貸付部分（空室部分も含む）については納税義務者となりません。ただし、一時間単位、一日単位等の短期間を目安に貸し付ける会議室、ホール等については、貸付を行う貸主が納税義務者となります。

(2) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。

(3) 人格のない社団等

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされて、納税義務者となります。

(4) 共同事業の場合

2以上の者が共同して事業を行う場合は、連帯して納税義務を負います。

（共同申告の必要はありません。）

(5) 実質課税の原則

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって他の者が事実上その事業を行っていると同認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

みなし共同事業

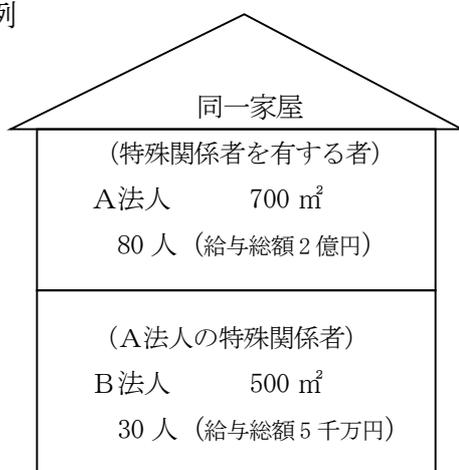
納税義務者の範囲については、事業所税の負担の均衡又は租税回避行為の防止等のため、次の措置がとられています。

(1) みなし共同事業とは

親族その他特殊な関係にある個人または同族会社などの特殊関係者を有しているものが、その特殊関係者と同一家で事業を行う場合、その特殊関係者の行う事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなします。

この場合、特殊関係者を有する者の免税点判定は、当該共同事業とみなされた者と、その者本来の事業とを合算して行うこととなります。課税標準の算定にあたっては、それぞれ単独で行っている自己の事業所床面積または従業者給与総額だけが課税標準になります。

例



免税点判定

A法人

$700\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 = 1,200\text{ m}^2$ (免税点超)

$80\text{人} + 30\text{人} = 110\text{人}$ (免税点超)

B法人

500 m^2 (免税点以下)

30人 (免税点以下)

税額

A法人

$700\text{ m}^2 \times 600\text{円} = 420,000\text{円}$

$2\text{億円} \times 0.25\% = 500,000\text{円}$

B法人

免税点以下のため税額なし

(2) 特殊関係者

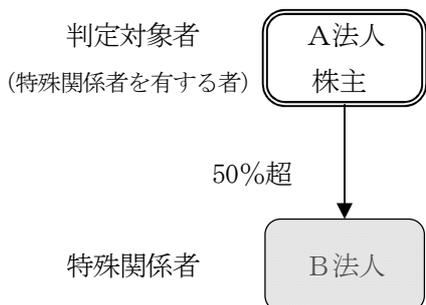
特殊関係者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 事業主の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の事業主の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、事業主と生計を一にし、又は事業主から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ③ ②に掲げる者以外の事業主の使用人その他の個人で、事業主から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ ①、②に掲げる者以外で事業主に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその者と①～③の一に該当する個人
- ⑤ 事業主が同族会社である場合で、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④の一に該当する関係がある個人

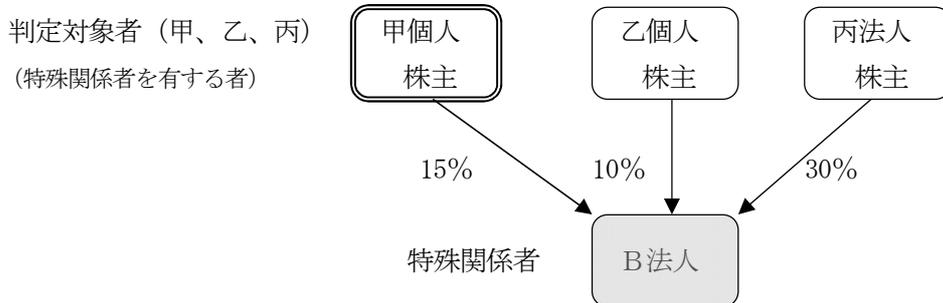
※ ここでいう同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。

⑥ 事業主を判定の基礎として同族会社に該当する会社

(例1)

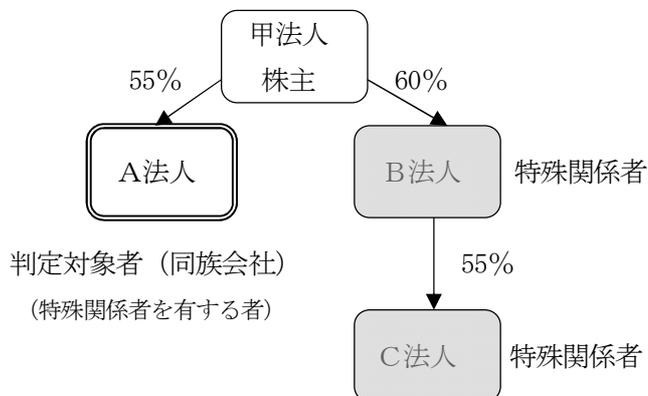


(例2)



⑦ 事業主が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

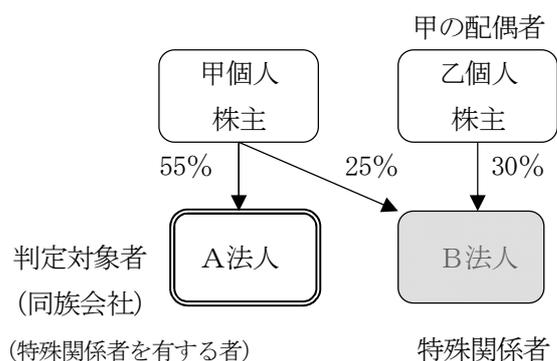
(例1)



A法人を判定対象者としたとき、
B法人とC法人の両者がA法人の
特殊関係者になります。

B法人を判定対象者としたとき
は、A法人とC法人の両者が特殊関
係者となります。

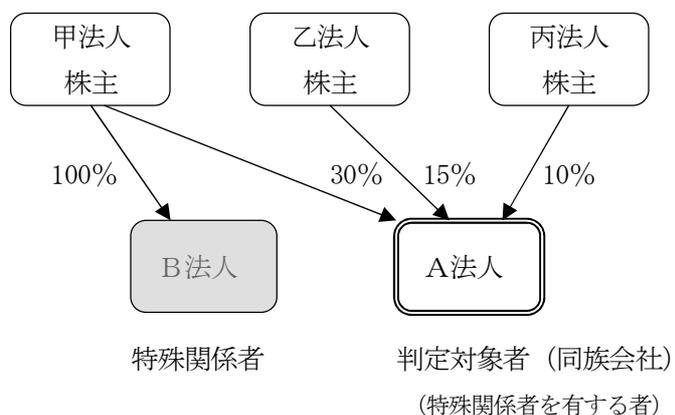
(例2)



A法人を判定対象者としたとき、B法人が特殊関係者になります。

それは、A法人の同族会社の判定の基礎となった株主である甲個人及び甲個人の特殊の関係（配偶者）にある乙個人を判定の基礎として同族会社（甲、乙で株式の50%超を保有）に該当するためです。

(例3)



A法人を判定対象者としたとき、B法人が特殊関係者になります。

それは、A法人の同族会社の判定の基礎となった株主（甲法人・乙法人・丙法人）の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人単独で株式の50%超を保有）に該当するためです。

B法人を判定対象者としたときは、特殊関係者（甲法人株主単独で50%超保有の法人）は存在しないことになります。

5 課 税 標 準

資 産 割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積です。

この場合、北九州市内の全ての事業所等の床面積を合算して算出します。

(1) 課税標準の算定期間について

法人について・・・地方税法第72条の13に規定する事業年度

個人について・・・1月1日から12月31日までの期間

(2) 課税標準の算定期間の月数が12ヵ月に満たない場合の特例

新規設立、解散、6ヶ月決算法人、年の途中で事業を開始（廃止）した個人など、課税標準の算定期間が12ヵ月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式により求めます。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。

(3) 事業所等の範囲

事業所等には、事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなどが含まれます。また、無人倉庫など人的設備を欠く施設も事業所等に該当します。

※ 次の施設については、事業所等に該当しませんので、ご注意ください。

① 社宅、社員寮などの住宅

住宅は、本来、事業所税の課税対象ではありません。

② 設置期間が2～3ヵ月程度の現場事務所、仮小屋など

これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは扱いません。

③ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの

建設業における現場事務所等、事業に継続性が認められないこと及び最近の大型建設工事の実態を考慮して、②の場合より設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。

(4) 事業所床面積とは

事業所用家屋の延べ床面積（各階の合計床面積）をいいます。ただし、事業所用家屋である家屋にもつばら事業所等の用に供する部分に係る共用部分があるときは、次の算式によって事業所床面積を算出します。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{事業所部分延べ床面積}} + \boxed{\text{各共用部分の延べ床面積の合計}} \times \frac{\boxed{\text{事業所部分延べ床面積}}}{\boxed{\text{各共用部分に対応する事業所部分延べ床面積の合計}}}$$

例をあげて図示しますと次のようになります。

入 口	A (事業所)	B (事務所)	C (空 室)	入 口
	G (廊 下)	H (廊 下)		
	D (事業所)	E (マンション)	F (マンション)	

A事業所の床面積は $A + G \times \frac{A}{A + D}$ となります。

B事業所の床面積は $B + H \times \frac{B}{B + C + E + F}$ となります。

(注) 共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的にはエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室などが含まれます。

なお、貸ビルの管理室は、共用部分とはならず、貸ビルの所有者又は管理者の専用部分となります。

(5) 新設又は廃止事業所等にかかる課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中途において、事業所等の新設又は廃止があった場合は、課税標準の月割計算を行います。事業所等の新設又は廃止とは、一の事業所等の単位で判定するものであり、その全体についての新設又は廃止の場合をいいます。したがって、一の事業所の同一区画内での床面積の変動（拡張又は縮小）の場合、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等の課税標準となります。

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。

① 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

② 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

③ 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

※ 新設の日とは、本来の業務の開始日（オープン日）ではなく、当該業務の開設準備を始めた日（資材搬入等）をいいます。

2. 課税標準の算定期間の中で新設又は廃止した事業所等

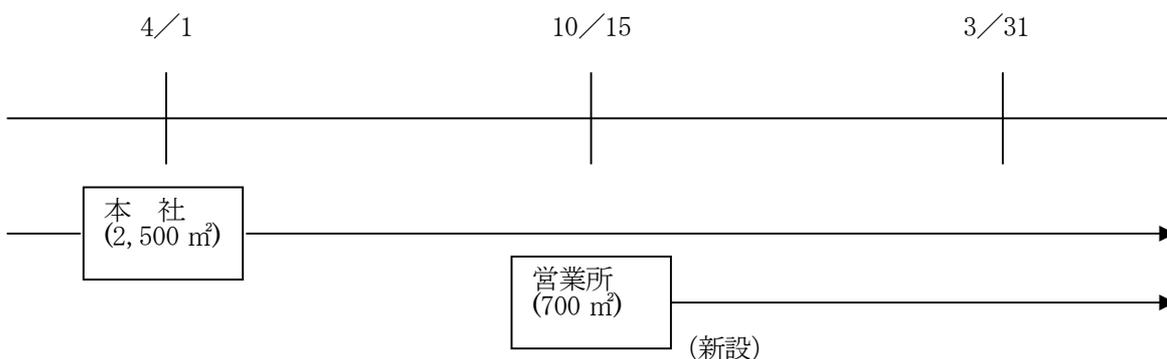
課税標準の算定期間の途中において、新設または廃止された事業所等の課税標準となる床面積の算定は、月割計算により算定します。

なお、事業所等の新設または廃止とは、一の事業所等の全体についての新設または廃止の場合をいい、事業所等の『拡張』または『縮小』（一の事業所等にかかる事業所床面積の増減）の場合には前記の取扱いになります。

ア. 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

例) 本社 (2,500 m²) を有するA社が、別所に営業所 (700 m²) を10月15日に新設した場合。
 なお、事業年度は4月1日～3月31日とします。



この場合の課税標準となる事業所床面積は、

新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数 (注)

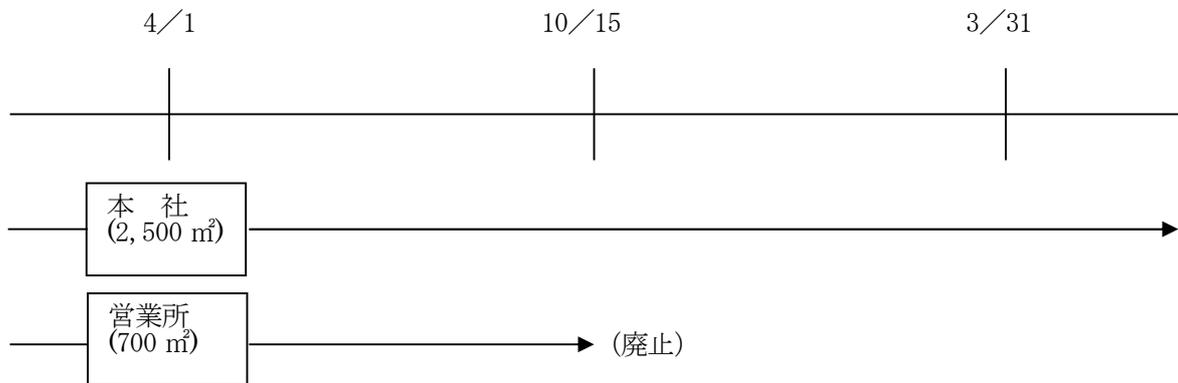
$$\begin{aligned} \text{本社} & \cdots \cdots \cdots 2,500 \text{ m}^2 \\ \text{営業所} & \cdots \cdots \cdots 700 \text{ m}^2 \times \frac{5 \text{月}(11 \text{月} \sim 3 \text{月})}{12 \text{月}} = 291.666666 \cdots \\ & \text{切捨て} \\ \text{合計} & \cdots \cdots \cdots 2,500 \text{ m}^2 + 291.66 \text{ m}^2 = 2,791.66 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

(注) 事業年度開始月以外は1日に使用を開始しても、月数は翌月からカウントします

イ. 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

例) 本社 (2,500 m²) を有するA社が、別所の営業所 (700 m²) を10月15日に廃止した場合。
 なお、事業年度は4月1日～3月31日とします。



この場合の課税標準となる事業所床面積は、

課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数

(注)

本社……………2,500 m²
 営業所…… 700 m² × $\frac{7\text{月}(4\text{月} \sim 10\text{月})}{12\text{月}} = 408.3333$ ~~……~~ 切捨て
 合計……………2,500 m² + 408.33 m² = 2,908.33 m²

ウ. 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(注) 事業年度開始月以外は1日に使用を開始しても、月数は翌月からカウントします

従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額です。

(注) 課税標準の算定期間についてはP9 **資産割** (1) をご参照ください。

(1) 従業者

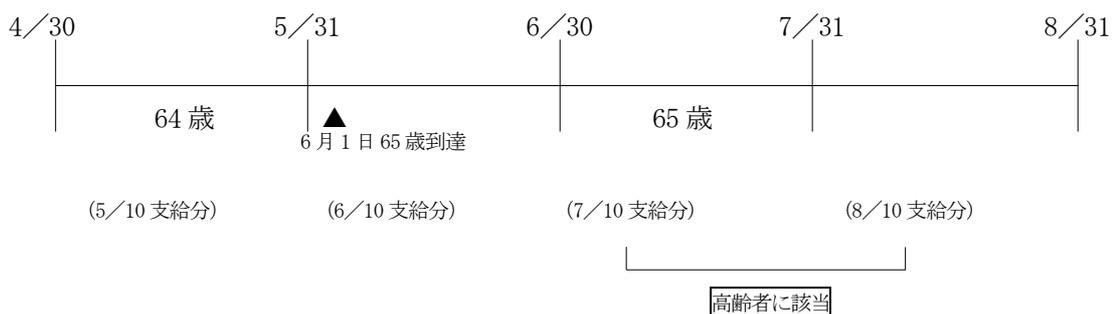
従業者には、一般従業者のほか、役員、日々雇用等の臨時従業者等が含まれますが、役員でない障害者及び高年齢者(※)は除かれます。

- ① 障害者 障害者とは住民税・所得税において障害者控除の対象となる者をいいます。
- ② 高年齢者 年齢 65 歳以上の者をいいます。

(※) 非課税となる高年齢者の年齢は、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分から 65 歳以上に引き上げられています。

※注 障害者、高年齢者(※)及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定については、これらの者に対し給与等が支払われる時の現況〔給与等の計算の基礎となる期間(月給・週給等)の末日〕によります。

例) 毎月末日が給与等の算定期間の末日で、支給日が翌月 10 日である場合



(2) 従業者給与総額

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われ又は支払われるべき給与等の総額をいいます。従業者給与総額の範囲については、下記の通りです。

《従業者給与総額に含まれるもの》

従業者給与総額は、原則として所得税法上給与と所得となる給与額であり、俸給・給料・賃金・賞与・扶養手当・住居手当・時間外勤務手当・現物給与等が含まれます。

《従業者給与総額に含まれないもの》

従業者給与総額には、退職金・年金・恩給・所得税法上非課税とされる給与等は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で、所得税の事業所得に該当するものは含まれません。

(3) 特殊な勤務形態の従業者に対する給与等の取扱い

① パートタイマーの給与等

パートタイマーに対する給与等は従業者給与総額に含まれます。パートタイマーとは、給与などが時間を単位に定められているもので、かつ、その勤務時間が、当該事業所の通常の1日当りの勤務時間の3/4以下であるものをいいます。

パートタイマー等に支払われた給与等は、従業者給与総額に含まれますが、免税点判定の合計人数には含まれません。

② 雇用改善助成対象者の給与等

年齢55歳以上65歳未満の者(※)で雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者(雇用改善助成対象者といいます。)がある場合、当該従業者に対する支払給与の2分の1の額が控除されます。

雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

ア 雇用保険法又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律施行令の規定に基づく高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者で、特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者(※)

イ 雇用保険法又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者で、公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、当該公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の者(※)

(注) 65歳未満の者(※)・・・P14(※)参照

③ 事業専従者の専従者控除額

従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

④ 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から本市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。

⑤ 出向社員の給与等

一般的には、出向元の従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として出向元の支払給与相当分を出向元に支払っている場合は、当該経営指導料等が法人税法上給与として取り扱われるので、出向先の従業者給与となります。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。また、出向社員に対する給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

⑥ 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、そのおのおのの事業に従事した分量によってあん分することになります。なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとして計算してください。

※ その他、従業者割における従業者の取扱いについては下記の表を参照してください。

従業者		免税点の判定	課税標準
高齢者（役員は除く）		合計人数に含めない	従業者給与総額に含めない
障害者（役員は除く）		合計人数に含めない	従業者給与総額に含めない
役員	役員・使用人兼務役員 （高齢者を含む）	合計人数に含める	従業者給与総額に含める
	非常勤の役員	合計人数に含める	従業者給与総額に含める
	数社の役員を兼務する者	それぞれの会社の合計人数に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	無給の役員	合計人数に含めない	
雇用改善助成対象者		合計人数に含める	給与等の額の2分の1を従業者給与総額から控除する
事業専従者		合計人数に含める	事業専従者控除額を含め、従業者総額に含める
短時間勤務のパートタイマー		合計人数に含めない	従業者給与総額に含める
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の合計人数に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に給与相当分を支払う	出向先の合計人数に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元の会社と出向先の会社の両方で負担	主たる給与等を支払う会社の合計人数に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
派遣法に基づく派遣社員		派遣元の合計人数に含める	派遣元の従業者給与総額に含める
常時船舶の乗組員		合計人数に含めない	従業者給与総額に含めない
専ら非課税施設に勤務する従業者		合計人数に含めない	従業者給与総額に含めない

(注) 高齢者については、P14 (※) 参照

6 免 税 点

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行い、下記に示す免税点以下であれば課税されません。なお、免税点の判定は、資産割にあつては非課税部分の床面積を、従業者割にあつては非課税に係る従業者数を除いて行いますが、課税標準の特例適用がある場合は、課税標準の特例適用前で行います。

資産割、従業者割の免税点は以下の通りです。

資産割の免税点

市内の各事業所等の事業所床面積の**合計面積が1,000㎡以下**

(非課税規定の適用に係る事業所床面積を除いて判定します)

※事業所等の床面積の算出等については、P9 **資産割**をご参照ください。

従業者割の免税点

市内の各事業所等の従業者の数の**合計数が100人以下**

(非課税規定の適用に係る従業員数を除いて判定します)

※従業者の取扱い等については、P14 **従業者割**をご参照ください。

(1) 免税点の判定日

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

したがって、課税標準の算定期間の中途に廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません。

ただし、事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中途に廃止した事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。

(2) 共同事業の免税点判定

当該共同事業に係る各共同事業者に係る免税点判定は、次の算式によって算出される床面積又は従業者数と当該共同事業者の一人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数の合算で行われます。

共同事業に係る事業所等の
事業所床面積又は従業者数

×

損益分配の割合 (損益分配の割合が定められていない
場合は出資の価額に応ずる割合)

(3) 企業組合又は協業組合の免税点の特例

企業組合又は協業組合(以下「企業組合等」といいます。)の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているもの又はこれに準じる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれの事業所ごとに免税点を判定します。

(4) 従業者の数に著しい変動がある事業所等の従業者数の算定

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者数}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の合計}}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

7 税 率

資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円

従業者割 従業者給与総額の 100分の0.25

8 税 額

$$\begin{array}{l}
 \text{税 額} = \text{資産割額} \times 600 \text{円} + \text{従業者割額} \times \frac{0.25}{100} \\
 \text{A} = \text{事業所床面積} - \text{非課税に係る事業所床面積} - \text{課税標準の特例適用に係る控除事業所床面積} \\
 \text{B} = \text{従業者給与総額} - \text{非課税に係る従業者給与総額} - \text{課税標準の特例適用に係る控除従業者給与総額}
 \end{array}$$

(注) 端数処理

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1 資産割額及び従業者割額 | <u>合算後に</u> 100円未満を切捨て |
| 2 事業所床面積 | 1平方メートルの100分の1未満切捨て |
| 3 従業者給与総額 | 1円未満切捨て |
| 4 課税標準となる従業者給与総額 | 1,000円未満切捨て |

9 非課税

(1) 人的非課税

次に掲げる者に対しては、課税されません。

- ① 国及び非課税独立行政法人並びに公共法人（法 701 の 34①）
- ② 公益法人等又は人格のない社団等（法 701 の 34②）

ただし、収益事業に係る部分については非課税にはなりません。

※ 公益法人等には、防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人を含みます。

※ 人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

※ 外国公益法人等が平成 25 年 11 月 30 日までに開始する事業年度分の事業所税に対する非課税措置は廃止されました。

(2) 用途非課税

次の用途に供される施設については、全部（○印）又は一部（割合）が非課税になります。

なお、直接非課税の用途に供される施設のみが非課税の対象とされます。このため、廊下や階段等の共用部分は、防災施設等に係る非課税を除き、原則として非課税が適用されません。

施 設	資 産 割	従 業 者 割
1 博物館、図書館及び幼稚園 （法 701 の 34③3） 博物館法第 2 条 1 項に規定する博物館、図書館法第 2 条 1 項に規定する図書館、学校教育法附則第 6 条の規定により設置された幼稚園	○	○
2 公衆浴場 （法 701 の 34③4） 物価統制令に基づき都道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○
3 と畜場 （法 701 の 34③5）	○	○
4 死亡獣畜取扱場 （法 701 の 34③6）	○	○
5 水道施設 （法 701 の 34③7）	○	○

<p>6 一般廃棄物の収集等の事業の用に供する施設 (法 701 の 34③8)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により市町村長の許可若しくは再生利用の特例に係る環境大臣の認定又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設</p>	○	○
<p>7 病院、診療所、一定の介護老人保健施設、一定の介護医療院、医療関係者の養成所 (法 701 の 34③9)</p>	○	○
<p>8 社会福祉施設 (法 701 の 34③10～10 の 9)</p> <p>a. 保護施設 b. 小規模保育事業の用に供する施設 c. 児童福祉施設 d. 認定こども園 e. 老人福祉施設 f. 障害者支援施設 g. 社会福祉事業の用に供する施設 h. 包括的支援事業の用に供する施設 i. 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設</p>	○	○
<p>9 農林漁業者が直接その生産の用に供する施設 (法 701 の 34③11)</p> <p>農林漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で次に掲げるもの a. 農作物育成管理用施設 b. 蚕室 c. 畜舎 d. 家畜飼養管理用施設 e. 農舎 f. 農作物乾燥施設 g. 農業生産資材貯蔵施設 h. たい肥舎 i. サイロ j. きのか栽培施設</p>	○	○
<p>10 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設 (法 701 の 34③12)</p> <p>a. 農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの b. a 以外の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、国の補助又は株式会社日本政策金融公庫の資金、農業近代化資金若しくは漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの c. 農林水産業者の研修のための施設 d. 農林水産業の経営の近代化又は合理化のための施設で、農林水産業に関する試験研究のための施設等</p>	○	○
<p>11 卸売市場及びその機能補完施設 (法 701 の 34③14)</p> <p>卸売市場法に規定する卸売市場及び次に掲げる卸売市場の機能を補完する施設 a. 株式会社日本政策金融公庫法に規定する付設集卸売場、卸売又は仲卸しの業務に必要な施設のうち倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター b. 卸売市場法の規定により中央卸売市場の開設者が指定した市場外の場所に設置された生鮮食料品等の保管施設</p>	○	○

<p>12 電気事業の用に供する施設（法 701 の 34③16）</p> <p>電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の用に供する施設</p>	○	○
<p>13 一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設（法 701 の 34③17）</p> <p>ガス事業法に規定するガス工作物並びにガス工作物施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設 （ガス製造事業については、当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限ります。）</p>	○	○
<p>14 中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する施設（法 701 の 34③18）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する中小企業者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、一定のものの事業の用に供する工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備</p>	○	○
<p>15 中小企業の産業の国際競争力強化事業等に供する施設（法 701 の 34③19）</p> <p>総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫、及び共同施設並びにこれらの附属設備</p>	○	○
<p>16 鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設（法 701 の 34③20）</p> <p>鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所、発電施設以外の施設</p> <p>（注）『事務所』とは、事業に関連して行われる庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的事務を行う建物をいい、通常これに附属する物置、炊事場、小使室、会議室、金庫室等は事務所に含まれます。ただし、物品の加工、販売などを行う場所の一部で現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業員の出欠などの事務を行うため、単に一、二の机を配した程度の場所は事務所に該当しません。</p>	○	○

<p>17 運送事業の用に供する施設 (法 701 の 34③21)</p> <p>次に掲げる運送事業を經營する者がその本来の事業の用に供する施設のうち<u>事務所以外の施設</u></p> <p>a. 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業</p> <p>b. 貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業</p> <p>c. 貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの</p> <p>d. 貨物利用運送事業法に規定する第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除きます。）に係る部分に限ります。）</p>	○	○
<p>18 バスターミナル又はトラックターミナル (法 701 の 34③22)</p> <p>自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>	○	○
<p>19 国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で当該国際路線に係る航空運送事業の用に供する施設 (法 701 の 34③23)</p> <p>航空法の免許を受けた者がその事業の用に供する施設のうち、国際路線に就航する航空機の使用する公共の飛行場に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設等</p>	○	○
<p>20 電気通信事業の用に供する施設 (<u>携帯電話用装置、自動車電話装置その他の無線通話装置を用いて電気通信役務を提供する事業を除く</u>) (法 701 の 34③24)</p> <p>専ら公衆の利用を目的として電気通信事業法第 2 条第 3 号に規定する電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該事業の用に供する施設で、事務所・研究施設・研修施設以外の施設</p>	○	○
<p>21 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの (法 701 の 34③25)</p>	○	○
<p>22 日本郵便株式会社の施設 (法 701 の 34③25 の 2)</p> <p>日本郵便株式会社の施設で次に掲げるもの</p> <p>a. 郵便業務及び郵便窓口業務の用に供する施設のうち一定のもの</p> <p>b. 印紙の売りさばきの用に供する施設のうち一定のもの</p> <p>c. a, b に掲げる業務に付帯する業務の用に供する施設</p>	○	○

<p>23 勤労者の福利厚生施設 (法 701 の 34③26)</p> <p>保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶室、娯楽休養室など、事業主が従業員の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で、直接事業の用に供されていないものをいいます。</p> <p>したがって、上記施設であっても、業務用施設と兼用している場合などには課税対象となります。</p> <p>※例えば、次に掲げる施設等は、<u>福利厚生施設に該当しません</u>のでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修施設 ・ 制服や作業服等の着用が義務付けられている事業所の更衣室 ・ 事務室や会議室と兼用の休憩室 ・ 夜間勤務者のための仮眠室、宿泊室 ・ 現場作業員のための浴場 	○	○
<p>24 路外駐車場 (法 701 の 34③27)</p> <p>駐車場法に規定する路外駐車場をいい、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される次に掲げるものをいいます。</p> <p><u>なお、利用者が限定されるような表示や監視がなされている場合、路外駐車場には該当しません。</u></p> <p>a. 都市計画において定められたもの</p> <p>b. 駐車場法の規定に基づく届出に係るもの</p> <p>c. 次に掲げる施設からおおむね200メートル以内の距離に設置されるもので、不特定多数の者の利用に供されるもの</p> <p>(a) 駅等の交通施設</p> <p>(b) 美術館、図書館、博物館等の文化施設</p> <p>(c) 都道府県庁、市役所等の公的施設</p> <p>(d) 商店街、大型店舗（大型店舗に併設のものは、他の大型店舗に限る。）</p> <p>(e) 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学</p> <p>(f) その他公益上必要な施設</p> <p>(注) 一般公共の用に供されるものであれば、有料、無料を問わず路外駐車場となります。従って、次に掲げる部分は路外駐車場に該当しません。</p> <p>a. 駐車場の駐車部分のすべてを月極貸（年貸）する場合の全部</p> <p>b. 駐車場の一部について月極貸（年貸）をしている場合の当該一部</p>	○	○
<p>25 都市計画において定められた自転車等駐車場 (法 701 の 34③28)</p>	○	○
<p>26 西日本高速道路株式会社の施設 (法 701 の 34③29)</p> <p>高速道路の新設又は改良、維持、修繕その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち<u>事務所以外の施設</u></p>	○	○

27 百貨店、旅館等の多数の者が出入りする特定防火対象物の消防用設備等及び防災施設等 （法 701 の 34④） P 26 ～31 参照	別表参照	
28 港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設 （法 701 の 34⑤） 港湾運送事業法の規定による許可を受けた港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、労働者詰所及び現場事務所		○

(3) その他

① 非課税該当の判定日について

課税標準の算定期間（法人にあつては事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間）の末日の現況によります。

② 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

従業者割に関して非課税規定の適用を受ける施設に係る事業所等において、非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とが併せ行われている場合で、非課税規定の適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の非課税対象となる従業者給与総額は、次の算式により求めた額となります。

その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額

$$\times \frac{\text{その者が非課税規定の適用を受ける事業に従事した分量}}{\text{その者が非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業に従事した分量の合計量}}$$

なお、分量が明らかでない場合は、非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算してください。

③ 新たに非課税の適用を受けようとする場合や非課税の内容に変更がある場合は、非課税明細書と一緒に非課税を受けようとする施設の床面積を算定した建物図面等根拠となる資料を提出してください。

百貨店、旅館等多数の者が出入りする特定防火対象物の消防用設備等及び防災施設等

(法 701 の 34④)

(1) この規定の適用を受ける建物

消防法第 17 条第 1 項に規定されている防火対象物のうち政令で定めるものだけが、この非課税規定の適用を受けるものであり、具体的には次に掲げるものがこれに該当します。

別表 1 **特定防火対象物一覧表** (消防法施行令別表第 1 より抜粋)

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く）等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

※ 消防法施行令別表第 1 に定める防火対象物のうち、上表に挙げていないオフィスビル(15)・工場(12)・駐車場(13)等は上記非課税規定の適用がありませんので注意してください。

(2) この規定の適用を受ける施設・設備等

(1) の建物のうち、事業所税の資産割についてその事業所床面積が非課税であるとされるのは、消防法又は建築基準法で設置が義務付けられる施設・設備等で、かつ、その施設・設備等について充たしていなければならない技術的な基準等がそれぞれの法律及び施行令等で定められている施設・設備等に係る床面積ですが、具体的には次に掲げる施設・設備等でそれぞれに述べる基準を充たしているものが該当します。

別表2 消防用設備等 (事業用床面積を占有する場合に限る)

非課税対象となる床面積	非課税割合	適用
1 消火器及び簡易消火用具の設置部分 ○消火器・水バケツ・水槽・乾燥砂・膨張ひる石・膨張真珠岩	全部	設置個所の標識（消防法施行規則第9条第4号）が設けられ、かつ当該部分に常置されている場合に限り、占有床面積が非課税となります。
2 消火栓箱・放射用器具等の格納庫の設置部分 ○消火栓箱・泡消火設備の放射用器具・連結送水管の放射用器具	全部	壁等に埋め込まれ、又は取り付けられているものは占有する床面積が無いので非課税となりません。
3 次の設備にかかるパイプスペース又は電気配線シャフト ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知施設・漏電火災警報器・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結散水設備・連結送水・非常用コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	全部	パイプスペース又は電気配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般給水又は照明等の配管又は配線とが併用しているものでも、非課税となります。
4 次の設備にかかる水槽の設置部分 ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備・消防用防火水槽	全部	(1) 消防用設備等の水源として技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている水槽も非課税となります。 (2) 消防用設備等の水源と一般給水用の水源を兼用している水槽を地下に埋設し、その蓋にあたる床面に消防用ポンプと一般用給水ポンプを設置している場合は、それぞれのポンプの占有面積の割合により非課税面積を計算します。 なお、占有面積により難しい場合は、ポンプの台数で按分して差し支えありません。

<p>5 次の設備のポンプが設置されているポンプ室 ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備</p>	<p>全部</p>	<p>消防用ポンプと一般用ポンプが併設されているポンプ室は、それぞれのポンプの規模（占有面積）により按分します。 なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数で按分して差し支えありません。</p>
<p>6 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室（発電室・蓄電池室又は変電室を含みます。） ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知施設・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常用コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター</p>	<p>全部</p>	<p>(1) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備・変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備については、非課税となります。 (2) 一般照明用等の電源設備が併設される場合についてはそれぞれの設備の規模（占有面積）により按分します。 なお、規模により難しい場合は設備の台数で按分して差し支えありません。</p>
<p>7 次の設備にかかる消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 ○泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備</p>	<p>全部</p>	
<p>8 動力消防ポンプ設備の格納庫</p>	<p>全部</p>	
<p>9 避難器具（床を占有する部分に限ります） ○すべり台・避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋等</p>	<p>全部</p>	<p>壁等に埋め込まれ、又は取り付けられているものは占有する床面積が無いので非課税となりません。</p>
<p>10 排煙設備のダクトスペース（床を占有する部分に限ります）及び排煙機の設置部分</p>	<p>全部</p>	<p>(1) 防災用の排煙と暖房用等の排煙が併用するダクトスペースは、非課税となります。 (2) 排煙機が設置されている機械室に他の一般機器が併設されている場合についてはそれぞれの設備の規模（占有面積）により按分します。 なお、規模により難しい場合は設備の台数で按分して差し支えありません。</p>

別表3 防災に関する施設又は設備等

(事業用床面積を占有する場合に限る)

非課税対象となる床面積	非課税割合	適用
<p>1 階段</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難階段の階段室 ○特別避難階段の階段室及びその附室 ○直通階段（避難階段及び特別避難階段を除きます）で避難階に通じるもの（傾斜路を含みます） 	<p>全部 全部 1/2</p>	<p>(1) 避難階段とは耐火構造の壁で遮断した階段をいいます。特別避難階段とは避難階段の階段室が屋内と附室又はバルコニーにより連絡される構造を有するものです。(建築基準法施行令第123条)</p> <p>(2) 避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。</p>
<p>2 避難階における屋外の出入口</p>	<p>1/2</p>	<p>屋外への出入口が扉・柱等で区画されている場合に、当該部分が2分の1非課税となります。</p>
<p>3 廊下の部分</p>	<p>1/2</p>	<p>廊下とは4室以上をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、店舗内の店内通路はこれに該当しません。</p>
<p>4 中央管理室</p>	<p>1/2</p>	<p>高さが31mを超える建物又は1,000㎡を超える地下街に設置され、以下の設備又は装置を設置しているものに限り、(③にかかる部分を除きます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①排煙設備の制御及び作動の監視にかかる設備 ②非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動にかかる設備及びかご内と連絡する電話装置 ③消防法施行令第23条第1項の適用がある防火対象物に設置されるものにあつては、消防機関へ通報する火災報知設備
<p>5 準耐火構造で区画された部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○吹抜きとなっている部分 ○階段の部分 ○昇降機の昇降路の部分 ○ダクトスペースの部分 ○その他これらに類する部分 	<p>1/2</p>	<p>主要構造部を準耐火構造とした建築物において準耐火構造の床、壁等で区画されたもの(1,2,6に掲げる施設又は設備にかかるものを除きます。)</p>
<p>6 非常用エレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昇降機の昇降路 ○乗降ロビー ○附置される予備電源 	<p>全部</p>	<p>非常用エレベーターは高さ31mを超える建築物に設置が義務づけられており、乗降ロビーは構造要件の一つとされているため、当該乗降ロビーを含めて非課税が適用されます。</p>

別表4 **避難通路**

非課税対象となる床面積	非課税割合	適用
1 市の条例に基づき設置する避難通路 ○スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されたもの	全部	スプリンクラー設備は消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものに限り、適用されます。
2 市の条例に基づき設置する避難通路	1/2	1に掲げるものを除きます。

非課税の適用を受ける避難通路は、北九州市火災予防条例第57条～第62条の規定に基づき設置されたものをいいます。

注) 対象施設

1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

※ 劇場等の避難通路は客室内に設けられたものをいいます。

2 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店

※ キャバレー等及び飲食店の避難通路は、階（店内）における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客席内に設けられた幅員1.6m（飲食店は1.2m）以上の避難通路をいいます。

3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場

※ 百貨店等の主要避難通路は、百貨店等もしくは展示場の一の階又は地下街の一の店舗で、売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に下記の幅員で設けられた主要避難通路をいいます。

売場又は展示部分の床面積	幅員
150㎡以上 300㎡未満	1.2m
300㎡以上 1,000㎡未満	1.6m
1,000㎡以上 3,000㎡未満	2.0m
3,000㎡以上	2.5m

※ 前記の主要避難通路は、屋外に通ずる避難口又は階段に直接通じさせるとともに、色別等により他の部分と明確に区分されているものをいいます。

※ 百貨店等の補助避難通路は、前記の売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合に、その売場内又は展示場内に設けられた幅員1.2m以上の補助避難通路（床の色別および天井の誘導灯設置で識別できるものに限る）をいいます。

※ 床の色別とは、タイルや敷物あるいは幅5cm以上の色テープ等を用いて、避難通路と売場又は展示場とを区分することをいいます。

別表5 喫煙所

非課税対象となる床面積	非課税割合	適用
1 市の条例に基づき設置する喫煙所	1/2	適当な数の吸殻容器、及び「喫煙所」と表示した標識及び図記号による標識の設置をしているものに限りません。

非課税の適用を受ける喫煙所は、北九州市火災予防条例第26条の規定に基づき設置されたものをいいます。

注) 対象施設

1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公開堂又は集会場

※劇場等に設置される喫煙所には次の要件が必要となります。

- ①各階ごとに設けること。(ただし、禁煙の表示のある階・消防長が認めるときは設置不要)
- ②客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く)以外の場所に設けること。
- ③喫煙所の床面積合計は、客席床面積合計の30分の1以上であること。

2 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場

3 重要文化財等

4 1~3の他、火災が発生した場合に人命に危険が生ずるおそれのある場所

10 課税標準の特例

(1) 人的な課税標準の特例

法人税法第2条第7号の協同組合等は、課税標準の2分の1が控除されます。(法701の41①1)

(2) 用途による課税標準の特例

次の用途に供される施設は、課税標準について特例が適用されます。

なお、直接特例の用途に供される施設のみが特例の対象とされます。このため、廊下や階段等の共用部分は、原則として特例が適用されません。

(数字は控除割合を示しています。)

施設	資産割	従業者割
1 専修学校又は各種学校（学校法人又は私立学校法の法人が設置するものを除きます。）において直接教育の用に供する施設 （法701の41①2）	1/2	1/2
2 公害の防止又は資源の有効利用施設 （法701の41①3） 次に掲げる施設（3に掲げるものを除く。）で、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限り、 a. 水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設 ただし、汚水、廃液、下水の有用成分を回収すること又は汚水、廃液、下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除きます。 b. 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設 c. 大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 d. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設 e. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設（3cに掲げるものを除きます。） f. ダイオキシシン類対策特別措置法に規定する特定施設から発生するダイオキシシン類又はダイオキシシン類を含む汚水・廃液の処理施設 ただし、汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること、又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除きます。	3/4	

<p>3 産業廃棄物の収集等の事業の用に供する施設 (法 701 の 41①4)</p> <p>次の事業の用に供する施設</p> <p>a. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可若しくは再生利用の特例に係る環境大臣の認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設で事務所以外の施設</p> <p>b. 浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設で事務所以外の施設</p> <p>c. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設</p>	3/4	1/2				
<p>4 家畜取引法に規定する家畜市場 (法 701 の 41①5)</p>	3/4					
<p>5 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設 (法 701 の 41①6)</p> <p>次の表の左欄に掲げる補助又は資金の貸付けを受けて設置される右欄に掲げる施設</p> <table border="1" data-bbox="316 949 1106 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 949 804 999">補助又は資金の貸付</th> <th data-bbox="804 949 1106 999">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 999 804 1182"> a. 国、地方公共団体の補助 b. 株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付 c. 農業近代化資金の貸付 </td> <td data-bbox="804 999 1106 1182">消費地食肉冷蔵施設</td> </tr> </tbody> </table>	補助又は資金の貸付	施設	a. 国、地方公共団体の補助 b. 株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付 c. 農業近代化資金の貸付	消費地食肉冷蔵施設	3/4	
補助又は資金の貸付	施設					
a. 国、地方公共団体の補助 b. 株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付 c. 農業近代化資金の貸付	消費地食肉冷蔵施設					
<p>6 みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造用施設 (法 701 の 41①7)</p> <p>みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設</p>	3/4					
<p>7 木材市場又は木材保管施設 (法 701 の 41①8)</p> <p>a. 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開設され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの</p> <p>b. 製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者又は木材の販売を業とする者がその事業の用に供するもっぱら木材の保管の用に供される施設</p>	3/4					

<p>8 旅館・ホテル営業の用に供する施設 (法 701 の 41①9)</p> <p>旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で次に掲げるもの (9 に掲げるものを除きます。)</p> <p>a. 客室</p> <p>b. 食堂 (もっぱら宿泊客の利用に供する施設に限ります。)</p> <p>c. 広間 (主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除きます。)</p> <p>d. ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの</p> <p>(<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。</u>)</p>	1/2	
<p>9 港湾施設 (法 701 の 41①10)</p> <p>港湾法に規定する港湾施設のうち次に掲げるもの</p> <p>a. 航行補助施設のうち港務通信施設</p> <p>b. 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 (宿泊所にあつては、客室、食堂等一定の施設に限ります。)</p> <p>c. 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設</p>	1/2	1/2
<p>10 港湾施設 (法 701 の 41①11)</p> <p>港湾法に規定する港湾施設のうち次に掲げるもの</p> <p>a. 上屋</p> <p>b. 倉庫 (営業用倉庫に限ります。)</p>	3/4	1/2
<p>11 コンテナフレートステーション (法 701 の 41①12)</p> <p>外国貿易のための外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設 (10 に掲げるものを除きます)</p>	1/2	
<p>12 港湾運送事業の用に供する上屋 (法 701 の 41①13)</p> <p>港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋 (10 に掲げるものを除きます。)</p>	1/2	
<p>13 営業用倉庫 (法 701 の 41①14)</p> <p>倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 (10,17 に掲げるものを除きます。)</p>	3/4	
<p>14 タクシー事業の用に供する施設 (法 701 の 41①15)</p> <p>タクシー業務適正化特別措置法に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (ハイヤーは含まれません。)</p>	1/2	1/2

<p>15 公共の飛行場に設置される施設（法 701 の 41①16）</p> <p>公共の飛行場に設置される施設（国際路線に就航する航空機が使用するものを除きます。）のうち、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設等</p>	1/2	1/2
<p>16 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される施設で一定のもの（法 701 の 41①17）</p> <p>（17 に掲げるものを除きます。）</p>	1/2	1/2
<p>17 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの（法 701 の 41①18）</p>	3/4	1/2
<p>18 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの（法 701 の 41①19）</p>	1/2	1/2
<p>19 心身障害者を多数雇用する事業所等（法 701 の 41②）</p> <p>心身障害者を多数雇用する事業所等とは次のものをいいます。</p> <p>a. 障害者の雇用の促進等に関する法律による助成金の支給を受けているもので、かつ</p> <p>b. 常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除きます。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者）の数に精神障害者である短時間労働者（短時間労働精神障害者）の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10人以上で、かつ</p> <p>c. 常時雇用する労働者（短時間労働者を除きます。）の総数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除きます。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、1人を2人として計算します。）と短時間労働重度心身障害者の数に短時間労働精神障害者の数の2分の1を乗じて得た数を合計した数の割合が2分の1以上であるもの</p> <p>（注）ここでいう心身障害者・短時間労働者・重度心身障害者、精神障害者とは、それぞれ障害者の雇用の促進等に関する法律に規定するものをいいます。</p>	1/2	

適用期限のあるもの		
<p>20 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの（法附則 33⑤）</p> <p>令和 8 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分（個人の場合は令和 7 年分）まで</p>	1/4	
<p>21 平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設（法附則 33⑥）</p> <p>最初に補助を受けた日の属する事業年度（個人の場合は属する年）から補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分（個人の場合は属する年前分）まで</p>	3/4	3/4

(3) その他

① 課税標準の特例適用の判定日について

課税標準の算定期間（法人にあつては事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間）の末日の現況によります。

② 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

従業者割に関して課税標準の特例の適用を受ける施設に係る事業所等において、特例の適用を受ける事業とその他の事業とが併せ行われている場合で、特例の適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の控除対象となる従業者給与総額は、次の算式により求めた額となります。

その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額

$$\times \frac{\text{その者が特例の適用を受ける事業に従事した分量}}{\text{その者が特例の適用を受ける事業と他の事業に従事した分量の合計量}}$$

なお、分量が明らかでない場合、特例の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算してください。

③ 新たに課税標準の特例を受けようとする場合や特例の内容に変更がある場合は、課税標準の特例明細書と一緒に特例の適用を受けようとする施設の床面積を算定した建物図面等根拠となる資料を提出してください。

11 申告及び納付

(1) 申告納付期限

① 法人……事業年度終了の日から2ヵ月以内

② 個人……翌年の3月15日まで

(注) 申告納付期限後に申告、納付する場合は延滞金と加算金がかかります。

(2) 修正申告・更正の請求

① すでに確定した課税標準額又は税額等が過少であった場合の申告、納付

すでに確定した課税標準額又は税額等が過少であったため、不足が生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに不足額を納付してください。

② すでに確定した課税標準額又は税額等が過大である場合の手続

申告書又は修正申告書に記載した課税標準額又は税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこと、又は、計算誤り等があったことにより、過大(「非課税」に係る事業所床面積等が過少である場合を含む。)となる場合は「更正の請求」ができます。

なお、更正の請求ができるのは通常の申告納付期限から5年以内です。

(3) 税額のない方の申告

免税点以下であるため事業所税が課されない(納付税額がない)方でも、市内において事業を行っている方で次に該当する方は事業所税の申告事項(税額を除きます。)を申告してください。

① 前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった者

② 事業所床面積(非課税となる事業所床面積を含みます。)の合計面積が800㎡を超える者

③ 従業者(障害者、高齢者(※)、非課税施設に勤務する者を含みます。)の合計数が80人を超える者

注) (※)・・・P14 (※) 参照

(4) 事業所用家屋を貸し付けている方の申告

事業所用家屋の全部又は一部を他の人に貸し付けている方は、他の人に事業所用家屋を貸し付けることとなった日から2ヵ月以内に、その事業所用家屋の貸付状況等を申告してください。

申告した事項に異動があった場合も同様です。

12 減 免

次のような施設に該当する場合に、納期限までに減免申請書を提出されますと、減免申請書の提出があった日以後に到来する納期限に係る税額が下記の率により減免されます。

施 設	資 産 割	従 業 者 割
(1) 道路交通法に規定する指定自動車教習所でその本来の事業の用に供する施設	5 割	5 割
(2) 酒税法に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	5 割	
(3) 前記 10 課税標準の特例(2)14 に掲げる施設（当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるものに限り、ます。）	10 割	10 割
(4) 旧中小企業振興事業団法の施行前において中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、前記 9 非課税(2)14 に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する施設に相当するもの	10 割	10 割
(5) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（前記 9 非課税(2)10 に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除きます。）	10 割	10 割
(6) 果実飲料の日本農林規格に定める果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（当該製造業を行う者が市内に有する当該倉庫の床面積が、延べ3,000㎡以下であるものに限り、ます。）	5 割	
(7) 家具の製造又は販売の事業をもつばら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	5 割	
(8) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が、その本来の事業の用に供する施設（その事業に直接従事するものに係る従業者割に限る）		10 割

(9) 港湾法に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	5割	
(10) ねん糸・かさ高加工糸・織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては専業に限ります。）並びに機械染色整理の事業を行う者で、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含みます。）の用に供する施設	5割	
(11) 野菜又は果実(梅に限ります。)の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰、その他これらに類する作業のための施設以外の施設	7.5割	
(12) 前記10 課税標準の特例(2)10, 12, 13, 17に掲げる施設のうち、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち同法に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000㎡未満であるもの	10割	10割
(13) 地方自治法に規定する利用料金制の適用を受ける者が管理受託する公の施設	10割	10割

新たに減免を受けようとする場合や減免内容に変更がある場合は、減免申請書と一緒に減免の適用を受けようとする施設の床面積を算定した建物図面等根拠となる資料を提出してください。

13 加算金

過少な申告をした場合や、申告書を提出しなかった場合などは、延滞金のほかに次のような加算金がかかります。

(1) 過少申告加算金

期限内申告の後、申告税額が過少であるため更正があったとき、又は修正申告書の提出があったときは、次の算式により求めた過少申告加算金が課されます。

(過少申告加算金の算式)

- ・ 更正による不足税額…………… A
- ・ 申告書の提出期限内に提出があった申告書の税額 (期限内申告税額) 又は 50 万円のいずれか多い額…………… B

① $A \leq B$ の場合 $A \times \frac{10}{100}$

② $A > B$ の場合 $A \times \frac{10}{100} + (A - B) \times \frac{5}{100}$

具体例

(例 1)

期限内申告税額が 50 万円で更正による対象不足金額が 60 万円である場合

期限内申告税額	対象不足金額
50 万円	60 万円
$60 \text{ 万円} \times \frac{10}{100} + (60 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) \times \frac{5}{100} = 65,000 \text{ 円}$	

(例 2)

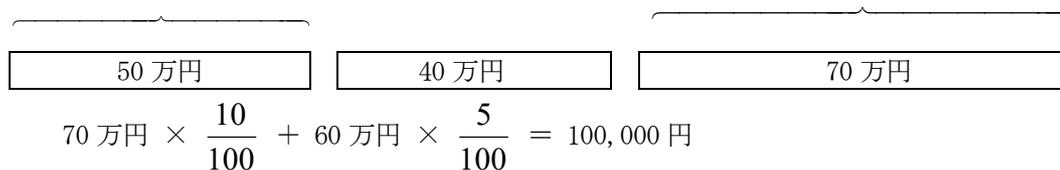
(例 1) にさらに 30 万円の再更正がなされた場合

期限内申告税額		対象不足金額
50 万円	60 万円	30 万円
$30 \text{ 万円} \times \frac{10}{100} + 30 \text{ 万円} \times \frac{5}{100} = 45,000 \text{ 円}$		

(注) (60 万円 + 30 万円) - 50 万円 = 40 万円で対象不足金額の 30 万円は 40 万円に満たないので 30 万円に 5/100 を乗じたものを加算する。

(例 3)

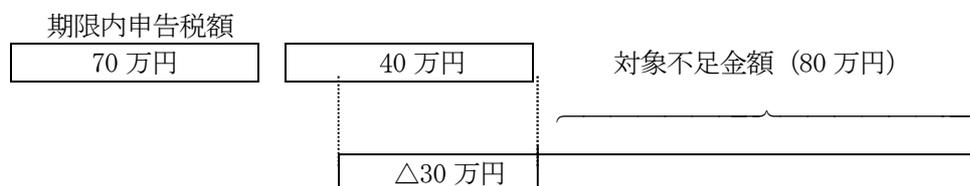
期限内申告税額が 50 万円、更正に係る金額が 40 万円、再更正に係る金額が 70 万円である場合
期限内申告税額 対象不足金額



(注) (40 万円+70 万円) - 50 万円 = 60 万円を対象不足金額の 70 万円は 60 万円以上となるので、60 万円に 5/100 を乗じたものとする。

(例 4)

期限内申告税額が 70 万円、更正に係る金額が 40 万円、再更正 (減額) に係る金額が 30 万円、再更正に係る金額が 80 万円である場合



$$80 \text{ 万円} \times \frac{10}{100} + \{(40 \text{ 万円} - 30 \text{ 万円} + 80 \text{ 万円}) - 70 \text{ 万円}\} \times \frac{5}{100} = 90,000 \text{ 円}$$

(注) 上の例において、修正申告書により増加した 40 万円について正当な理由ありとして過少申告加算金が徴収されていなかったときは、

$$80 \text{ 万円} \times \frac{10}{100} + (80 \text{ 万円} - 70 \text{ 万円}) \times \frac{5}{100} = 85,000 \text{ 円}$$

が過少申告加算金額となる。

(2) 不申告加算金

次のいずれかに該当する場合には、申告、決定又は更正により納付する税額の 15 パーセント相当額の不申告加算金が課されます。尚、提出期限後の申告、決定又は更正により納付すべき税額が 50 万円を超え 300 万円以下の場合、超える部分に相当する金額について 20 パーセント、納付すべき金額が 300 万円を超える場合は、超える部分に相当する金額について 30 パーセント相当額の不申告加算金が課されます。

- ① 期限後に申告書が提出されたとき、又は申告書の提出がない場合で調査によって課税標準額及び税額の決定があったとき。
- ② 期限後に申告書が提出され、その後において修正申告書が提出されたとき、又は調査によって課税標準額又は税額の更正があったとき。
- ③ 申告書が提出されないために調査によって課税標準額及び税額の決定があった後において、修正申告書の提出があったとき、又は調査によって課税標準額又は税額の更正があったとき。ただし、期限後に申告書が提出された場合、又は修正申告書の提出があった場合で、その提出が更正又は決定があることを予知してなされたものでないときは、5 パーセント相当額となります。

(3) 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装し、かつ、その隠ぺい又は仮装した事実に基づいて申告書が提出されたときは、過少申告加算金額に代えて 35 パーセントの重加算金額が、不申告加算金額に代えて 40 パーセントの重加算金額が課されます。

(4) 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽が行なわれた場合の加算金の加重措置について

過去 5 年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合、その割合に 10 パーセント加重されます。

また、期限後申告、修正申告又は更正、決定（以下、「期限後申告等」といいます。）があった場合において、その期限後申告等の前年度及び前々年度の事業所税について、不申告加算金又はこれに代えて課される重加算金（以下「不申告加算金等」といいます。）に係る決定をすべきと認められる場合、その期限後申告等に基づき課する不申告加算金等の割合は 10 パーセント加重（※）されます。

※過少申告加算金及び重加算金（不申告加算金に代えて課されるものを除きます。）については対象外です。

なお、加算金の計算の基礎となる納付すべき税額に 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を、その税額の全額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てるとともに、加算金の額に 100 円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

14 延滞金

申告納付期限後に税額を納付する場合は、納付すべき税額に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（※1）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

ただし、上記期間のうち、次の区分に応じ次に掲げる期間については年 7.3 パーセント（※1）の割合を乗じて計算します。

- (1) 申告納付期限までに提出した申告書に係る税額の場合
申告納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- (2) 申告納付期限後に提出した申告書に係る税額の場合
申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- (3) 修正申告書に係る税額の場合
修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

（※1） 令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金については次のようになります。

- ① 上記の年 14.6%の割合の延滞金については延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合
- ② 上記（1）～（3）の年 7.3%の割合の延滞金については延滞金特例基準割合に 1%を加算した割合（加算した割合が年 7.3%を超える場合は、年 7.3%）

延滞金特例基準割合＝租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1%の割合を加算した割合

（注） 令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの期間については、上記①、②の「延滞金特例基準割合」を「特例基準割合」に読み替えてください。

特例基準割合＝租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合

なお、延滞金の計算の基礎となる納付すべき税額に 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を、その税額の全額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てるとともに、延滞金の額に 100 円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

15 申告書の書き方

次の設例に基づく、申告書の記載要領をP45～P48に記載しています。
各項目の記載要領については申告書裏面をご覧ください。

【設 例】

《納税義務者》 北九商事株式会社（事業年度令和6年10月1日～令和7年9月30日）

《事業種目》 金属製品製造業

《北九州市内の事業所》

① 本社（所在地：北九州市小倉北区〇番〇号）

・ 事業所床面積

きたきゆうビルに入居（所有者：北九不動産）

貸ビルの所有者	北九不動産（所在地：北九州市小倉南区〇番〇号）			
テナント	北九商事（株）	（株）食品食品	（株）北九	（計）
専用床面積	1,200 m ²	600 m ²	1,200 m ²	3,000 m ²
共用床面積	900 m ²			

・ 従業者給与総額等

従業者数（令和7年9月30日現在）110人

給与総額（令和6年10月1日～令和7年9月30日）661,534,828円

② 門司工場（所在地：北九州市門司区〇番〇号）

・ 事業所床面積 2,500 m²（自社所有）

専用床面積のうち、150 m²は食堂（福利厚生施設）として使用している。

専用床面積のうち、500 m²は公害防止施設（特例施設）に該当する。

・ 従業者給与総額等

従業者数（令和7年9月30日現在）30人 うち高年齢者 5人

P14 (※)

給与総額（令和6年10月1日～令和7年9月30日）146,370,363円

うち高年齢者に支払った分 9,787,750円

③ 八幡営業所（所在地：北九州市八幡西区〇番〇号）

・ 事業所床面積 620 m²（自社所有：令和7年2月1日に新設）

専用床面積のうち、20 m²は休憩室（福利厚生施設）として使用している。

・ 従業者給与総額等

従業者数（令和7年9月30日現在）10人

給与総額（令和6年10月1日～令和7年9月30日）41,256,485円

《申告書作成のチェックポイント》

◎ 免税点判定

【資産割】

①本社 専用部分 1,200 m²+共用部分 (按分後) 360 m²=1,560 m²

②門司工場 2,500 m²-非課税施設 150 m²=2,350 m²

③八幡営業所 620 m²-非課税施設 20 m²=600 m²

①+②+③=4,510 m²←期末現在の事業所床面積が 1,000 m²を超えているため、課税となります。

【従業者割】

①本社 110 人

②門司工場 30 人-非課税対象者 5 人=25 人

③八幡営業所 10 人

①+②+③=145 人←期末現在の従業者数が 100 人を超えているため、課税となります。

※注 免税点判定には、アルバイトやパートタイマーの人数は含めません。

◎ 課税標準の算定

【資産割】

①本社 1,560 m²

②門司工場 2,500 m²-非課税施設 150 m²-特例施設 500 m²×3/4=1,975 m²

③八幡営業所 (620 m²-20 m²) × 7/12 =350 m²

①+②+③=3,885 m²←これに税率 600 円をかけて税額を計算します。

※注 ③は事業年度の中で新設されたため、課税標準となる面積を月割計算します。

【従業者割】

①本社 661,534,828 円

②門司工場 146,370,363 円-非課税対象者分 9,787,750 円=136,582,613 円

③八幡営業所 41,256,485 円

①+②+③=839,373,000 円 (千円未満切捨) ←これに税率 0.25%をかけて税額を算出します。

※注 アルバイトやパートタイマーは免税点判定の人数には含めませんが、課税標準となる従業者給与総額には含まれます。

事業所税申告書類における押印義務の見直しについて

令和3年4月から、事業所税に関する申告書等については、押印が不要となりました。

非課税明細書（第44号様式別表2）の記載要領

非課税明細書

※		事業所等の名称		事業所等の所在地		業種		業種		業種		業種		業種	
		門司工場		門司区○番○号		業種		業種		業種		業種		業種	
非課税の内訳						課税標準		課税標準		課税標準		課税標準		課税標準	
法第701条の34第3項第26号該当						150	00								
法第701条の34第 項第 号該当															
法第701条の34第 項第 号該当															
障害者・65歳以上の従業者										5		9	787	750	
合 計						150	00			5		9	787	750	
※		事業所等の名称		事業所等の所在地		業種		業種		業種		業種		業種	
		八幡営業所		八幡西区○番○号		業種		業種		業種		業種		業種	
非課税の内訳						課税標準		課税標準		課税標準		課税標準		課税標準	
法第701条の34第3項第26号該当						20	00								
法第701条の34第 項第 号該当															
法第701条の34第 項第 号該当															
障害者・65歳以上の従業者															
合 計						20	00								
非課税事業所床面積等の合計						170	00			5		9	787	750	

課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）の記載要領

課税標準の特例明細書

※		事業所等の名称		事業所等の所在地		業種		業種		業種		業種		業種	
		門司工場		門司区○番○号		業種		業種		業種		業種		業種	
課税標準の特例内訳						課税標準		課税標準		課税標準		課税標準		課税標準	
法第701条の41第1項第3号該当						500	00	3	375	00					
法第701条の41第 項第 号該当															
雇用改善助成対象者												1		2	
合 計						500	00	3	375	00		1		2	
※		事業所等の名称		事業所等の所在地		業種		業種		業種		業種		業種	
		八幡営業所		八幡西区○番○号		業種		業種		業種		業種		業種	
課税標準の特例内訳						課税標準		課税標準		課税標準		課税標準		課税標準	
法第701条の41第1項第3号該当															
法第701条の41第 項第 号該当															
雇用改善助成対象者												1		2	
合 計												1		2	
控除事業所床面積の合計								375	00	控除従業員給与総額の合計					

共用部分の計算書（第44号様式別表4）の記載要領

共用部分の計算書

※		令和6年10月1日時点 令和7年9月30日時点	延べ面積 ㎡	延べ面積 ㎡	北九商事株式会社	北九商事株式会社									
※		事業所の名称	事業所の所在地		小倉北区()番()号										
※		事業所の名称	本社	事業所の所在地		小倉北区()番()号									
※		専有部分の延べ面積	①	3,000.00	③ の 内 訳 ⑦										
※		①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	1,200.00	消防設備等に係る共用床面積										
※		非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等										
※		③以外の共用床面積	④	900.00	2分の1が非課税となる共用床面積										
※		共用床面積の合計（②+④）	⑤	900.00	ア～ウ以外の非課税に係る共用床面積										
※		非課税面積となる共用床面積（④× $\frac{2}{3}$ ）	⑥	360.00	合 計（ア～ウ）										
※		事業所の名称		事業所の所在地											
※		専有部分の延べ面積	①		③ の 内 訳 ⑦										
※		①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積										
※		非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等										
※		③以外の共用床面積	④		2分の1が非課税となる共用床面積										
※		共用床面積の合計（②+④）	⑤		ア～ウ以外の非課税に係る共用床面積										
※		非課税面積となる共用床面積（④× $\frac{2}{3}$ ）	⑥		合 計（ア～ウ）										

事業所税関係書類のダウンロードの方法のご案内

北九州市ホームページから、申告書等をダウンロードすることができます。ぜひご利用ください。

step 1 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/index.html>
又は、北九州市 ホームページ **検索**

step 2 **北九州市** **検索**

さらに **事業所税** で **サイト内検索**

step 3 **事業所税の概要**
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08800135.html>

step 4 **事業所税の概要**
更新日：2024年9月5日 ページ番号:000001655

申告書のダウンロードはここから

申告書等様式については、これら(1～10)をご利用ください。

- 1. 申告書第44号様式(PDF形式:89KB)
- 2. 申告書第44号様式(Excel形式:298KB)
- 3. 事業所税明細書(PDF形式:84KB)
- 4. 事業所税明細書(Excel形式:132KB)
- 5. 非課税証明書(PDF形式:70KB)

事業所税の手びき

昭和57年 4月 初版発行
昭和60年 5月 第2版発行
平成元年10月 第3版発行
平成5年 3月 第4版発行
平成7年 3月 第5版発行
平成8年 4月 第6版発行
平成10年 4月 第7版発行
平成11年 4月 第8版発行
平成13年 4月 第9版発行
平成14年 4月 第10版発行
平成15年 4月 第11版発行
平成16年 4月 第12版発行
平成17年 4月 第13版発行
平成18年10月 第14版発行
平成19年10月 第15版発行
平成21年 1月 第16版発行
平成22年 1月 第17版発行
平成23年 1月 第18版発行
平成24年 1月 第19版発行
平成25年 2月 第20版発行
平成26年 1月 第21版発行
平成27年 1月 第22版発行
平成28年 1月 第23版発行
平成29年 1月 第24版発行
平成30年 1月 第25版発行
平成31年 1月 第26版発行
令和2年 1月 第27版発行
令和3年 1月 第28版発行
令和4年 1月 第29版発行
令和6年 1月 第30版発行
令和7年 1月 第31版発行

編集・発行 北九州市財政・変革局税務部課税第一課法人諸税係

2025年1月

この手びきは、事業所税の基本的なことがらについてとりまとめたものです。
ご不明な点や詳しいことは、下記へお尋ねください。

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所

財政・変革局税務部課税第一課法人諸税係

Tel 093 (582) 2821 (直通)

Fax 093 (592) 2040